

(1) 県が住民に対して住民票の写しの提出を求めている事務

担当課：税務課

番号	ア	事務名	不動産取得税の特例適用に関する事務
事務の根拠法令		<p><既存住宅の特例適用></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方税法（昭和25年法律第226号）第73条の14 ・鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）第88条 <p><三世帯住宅の特例適用></p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県税条例第78条の2、第105条 	
事務の内容		別紙記載	
		<p>【住民票の写しにより確認が必要な事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納税義務者の住所 ・納税義務者を含む直系親族の三世帯以上の住所 	
		<p>【住民票の写しが必要な理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取得した住宅に納税義務者が居住しているか確認するため ・取得した住宅に納税義務者を含む直系親族が三世帯以上居住しているかを確認するため 	
事務を取り扱う課所		<p>各総合事務所県税局</p> <hr/> <p>(年間取扱件数：約 450 件)</p>	
その他			

不動産取得税特例適用における添付書類の簡素化

不動産取得税の軽減を受ける場合、不動産取得申告書の他に、要件に該当する旨の書類の添付が必要。

このうち、本人又は親族の居住を適用要件としているものについては、添付書類の一つとして住民票を提出していただいているところだが、住基ネットの利用によって、これを省略することが可能となる。

● 取得者等の居住要件のある軽減

特例	現 行	住基ネットを利用した場合
既存住宅 (※1)	(1)不動産取得申告書 (2)家屋の登記事項証明書(写し可) …面積、新築年月日要件の確認 (3)建築士の耐震診断証明(写し可) …新耐震基準要件の確認 (4)取得者本人の住民票 …自己居住要件の確認	(1)不動産取得申告書 (2)家屋の登記事項証明書(写し可) (3)建築士の耐震診断証明(写し可)
3世代住宅 (※2)	(1)不動産取得申告書 (2)3世代の戸籍事項証明 …3世代の直系親族であることの確認 (3)3世代の住民票 …同居要件の確認	(1)不動産取得申告書 (2)3世代の戸籍事項証明

(※1) 既存住宅…地方税法第73条の14第3項

【要件】

取得者本人が居住するもののうち、次の①から③までのいずれかの要件に該当する、延床面積50㎡～240㎡の住宅

- ① S57.1.1以降に新築
- ② 非木造住宅(軽量鉄骨以外)で新築後25年以内
- ③ 新耐震基準(S56.6～)適合と証明されるもの

【軽減内容】

家屋…課税標準額から最大1200万円を控除(税額で36万円の軽減)

土地…土地単価×住宅床面積の2倍(200㎡限度)×3%を減額
(200㎡以下の土地であれば全額免除)

【年間申請件数】年間約450件

(※2) 3世代住宅…鳥取県税条例第78条の2

【要件】

240㎡を超える住宅で、取得者本人を含む直系親族の3世代以上が同居するもの。

【軽減内容】

家屋…最大36万円の減免

土地…土地単価×住宅床面積の2倍(200㎡限度)×3%を減額

【年間申請件数】実績なし(平成20年度創設の制度)

○地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）（抄）

（不動産取得税の課税標準の特例）

第七十三条の十四 住宅の建築（新築された住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないものの購入を含むものとし、政令で定めるものに限る。）をした場合における当該住宅の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、一戸につき千二百万円（共同住宅、寄宿舍その他これらに類する多数の人の居住の用に供する住宅（以下「共同住宅等」という。）にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で政令で定めるものにつき千二百万円）を価格から控除するものとする。

2 （略）

3 個人が自己の居住の用に供する既存住宅（新築された住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないもの以外の住宅で政令で定めるものをいう。第七十三条の二十四第二項において同じ。）を取得した場合における当該住宅の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、一戸につき、当該住宅が新築された時において施行されていた地方税法第七十三条の十四第一項の規定により控除するものとされていた額を価格から控除するものとする。

（以下、略）

○鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）（抄）

（住宅の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例に関する申告）

第88条 法第73条の14第1項又は第3項の規定の適用を受けようとする者は、知事が別に定める期日までに、次に掲げる事項を記載した申告書を知事に提出しなければならない。

- (1) 住宅を取得した者の住所又は所在地及び氏名又は名称
- (2) 住宅（当該住宅が住宅と一構となるべき住宅である場合には、一構をなすこれらの住宅とし、当該住宅が増築又は改築により取得された住宅である場合には、当該増築又は改築がされた後の住宅とする。）の所在、家屋番号、用途及び床面積
- (3) 住宅を取得した年月日
- (4) その他知事が必要であると認める事項

2 法第73条の14第3項の規定の適用を受けようとする者が提出する前項の申告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 当該住宅が法第73条の14第3項の施行令で定める住宅であることを証明する書類
- (2) その他知事が必要であると認める書類

（3世代住宅の取得に対する不動産取得税の減免）

第78条の2 知事は、法第73条の14第1項又は第3項の規定の適用を受けない住宅（同条第1項又は第3項の施行令で定める住宅の床面積に係る要件の上限を超えることによりこれらの規定の適用を受けないものに限る。）で、当該住宅に同居する直系の親族の世代数が当該住宅の

取得者の世代を含めて3以上のもの（平成20年4月1日から平成23年3月31日までの間に取得したものに限る。以下「3世代住宅」という。）の取得に対して課する不動産取得税については、同条第1項又は第3項の規定を適用したとしたならば、これらの規定により不動産取得税の課税標準の算定について1戸につき価格から控除するものとされる額に税率を乗じて得た額を減免することができる。

（3世代住宅の取得に対して課する不動産取得税の減免に関する申告）

第105条 第78条の2第1項の規定の適用を受けようとする者は、知事が別に定める期日までに、次に掲げる事項を記載した申告書を知事に提出しなければならない。

- (1) 住宅を取得した者の住所及び氏名
- (2) 住宅（当該住宅が住宅と一構となるべき住宅である場合には、一構をなすこれらの住宅とし、当該住宅が増築又は改築により取得された住宅である場合には、当該増築又は改築がされた後の住宅とする。）の所在、家屋番号、用途及び床面積
- (3) 住宅を取得した年月日
- (4) その他知事が必要であると認める事項

2 前項の申告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 当該住宅が3世代住宅であることを証明する書類
- (2) 当該住宅が既存の3世代住宅である場合にはそのことを証明する書類
- (3) その他知事が必要であると認める書類

(1) 県が住民に対して住民票の写しの提出を求めている事務

担当課：福利厚生室

番号	イ	事務名	恩給の支給に関する事務
事務の根拠法令		鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例（大正12年鳥取県令第55号）第7条ノ3	
事務の内容	<p>条例適用恩給受給者に対して、年に一度その受給権の確認（生存確認）を行う。</p> <p>恩給とは：公務員が①相当年限忠実に勤務して退職した場合、②公務による傷病のために退職した場合、③又は公務のために死亡した場合において、その功績に対して県が給付しているもの</p> <p>対象者：以下のうち、本県より俸給を受けていた者</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 文官〔最短恩給年限17年〕 2 教育職員（公立学校等の職員）〔最短恩給年限17年〕 3 警察監獄職員〔最短恩給年限12年〕 4 待遇職員〔最短恩給年限17年〕 <p>その他：現在は、公務員の年金制度は共済年金に移行しており、恩給の対象となる公務員は、共済制度発足前（昭和37年）に退職した公務員及びその遺族である。従って、現職者に恩給の対象者は存在しない。</p>		
	<p>【住民票の写しにより確認が必要な事項】</p> <p>恩給受給者の住民票登録内容（氏名、生年月日、住所） →住民票は徴さず指定の申立書方式で確認している （県が受給者の氏名、生年月日、住所を記載した申立書（はがき仕様）を送付し、受給者は記載内容に係る市町村長の証明印をもらった上で返送する）</p>		
	<p>【住民票の写しが必要な理由】</p> <p>恩給支給対象者の生存を確認する必要があるため （死亡が確認された場合、恩給の支給停止手続が必要）</p>		
事務を取り扱う課所	<p>総務部行財政改革局福利厚生室</p> <p style="text-align: right;">（年間取扱件数：15件）</p>		
その他	<p>住基ネット活用によるメリット</p> <ul style="list-style-type: none"> ・恩給の過払いの防止 ・高齢化著しい受給者の負担の軽減 		

○恩給法（大正 12 年法律第 48 号）（抄）

第九条ノ二 裁定庁ハ年金タル恩給ヲ受クルノ権利ヲ有スル者ニ付其ノ権利ノ存否ヲ調査スヘシ

○鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例（大正 12 年鳥取県令第 55 号）（抄）

第 7 条ノ 3 知事ハ年金タル恩給ヲ受クルノ権利ヲ有スル者ニ付其ノ権利ノ存否ヲ調査スヘシ

○鳥取県吏員等退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則（昭和 30 年鳥取県規則第 14 号）（抄）

（恩給受給権の調査）

第 45 条 条例第 7 条ノ 3 の規定による恩給受給権存否の調査は、受給者の身分関係の変動、その他恩給受給権を消滅させられることとなる原因である事実の有無について、これを行う。

(1) 県が住民に対して住民票の写しの提出を求めている事務

担当課：福祉保健課

番号	ウ	事務名	被爆者健康手帳の交付の申請に関する事務
事務の根拠法令	<ul style="list-style-type: none"> ・原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）第2条第1項 ・原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（平成七年厚生省令第三十三号）第1条第1項 		
事務の内容	<p>被爆者健康手帳の交付を受けようとする者からの申請に対して、同手帳の交付を行うとともに、台帳へ登載管理し、各種援護の給付を行う。</p> <p>国内に居住地を有する者で同手帳の交付を受けようとする者は、その居住地の都道府県知事に申請を行う必要があり、その際に、住民票の写しの添付を求めている。</p>		
	<p>【住民票の写しにより確認が必要な事項】</p> <p>被爆者健康手帳の交付を申請する者の居住地</p>		
	<p>【住民票の写しが必要な理由】</p> <p>被爆者健康手帳の交付を申請する者の居住地を確認し、当該都道府県で申請を受理することの判断を行い、各種援護を行うため必要。</p>		
事務を取り扱う課所	<p>福祉保健部福祉保健課 総合事務所福祉保健局</p> <hr/> <p style="text-align: right;">(年間取扱件数： 0～5件)</p>		
その他			

(1) 県が住民に対して住民票の写しの提出を求めている事務

担当課：福祉保健課

番号	エ	事務名	被爆者の居住地変更の届出に関する事務
事務の根拠法令	<ul style="list-style-type: none"> ・原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令（平成七年政令第二十六号）第3条第1項及び第2項 ・原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（平成七年厚生省令第三十三号）第4条第1項、第7条第1項 		
事務の内容	<p>被爆者健康手帳の交付を受け国内に居住地を有する被爆者が他の都道府県に居住地を移したときに、30日以内に新居住地の都道府県知事にその旨を届け出る必要がある。</p> <p>その届出の際に住民票の写しの添付を求めている。</p>		
	<p>【住民票の写しにより確認が必要な事項】</p> <p>届出を行った者の居住地</p>		
	<p>【住民票の写しが必要な理由】</p> <p>新居住地を確認し、届出を受理することの判断を行い、受理した際は旧居住地の都道府県知事にその旨を通知し、新居住地において各種援護を給付するため必要。</p>		
事務を取り扱う課所	<p>福祉保健部福祉保健課 総合事務所福祉保健局</p> <hr/> <p style="text-align: right;">(年間取扱件数： 10件)</p>		
その他			

○原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）（抄）

（被爆者）

第一条 この法律において「被爆者」とは、次の各号のいずれかに該当する者であつて、被爆者健康手帳の交付を受けたものをいう。

- 一 原子爆弾が投下された際当時の広島市若しくは長崎市の区域内又は政令で定めるこれらに隣接する区域内に在った者
- 二 原子爆弾が投下された時から起算して政令で定める期間内に前号に規定する区域のうちで政令で定める区域内に在った者
- 三 前二号に掲げる者のほか、原子爆弾が投下された際又はその後において、身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者
- 四 前三号に掲げる者が当該各号に規定する事由に該当した当時その者の胎児であつた者

（被爆者健康手帳）

第二条 被爆者健康手帳の交付を受けようとする者は、その居住地（居住地を有しないときは、その現在地とする。）の都道府県知事に申請しなければならない。

- 2 被爆者健康手帳の交付を受けようとする者であつて、国内に居住地及び現在地を有しないものは、前項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、その者が前条各号に規定する事由のいずれかに該当したとする当時現に所在していた場所を管轄する都道府県知事に申請することができる。
- 3 都道府県知事は、前二項の規定による申請に基づいて審査し、申請者が前条各号のいずれかに該当すると認めるときは、その者に被爆者健康手帳を交付するものとする。
- 4 前三項に定めるもののほか、被爆者健康手帳に関し必要な事項は、政令で定める。

（援護の総合的实施）

第六条 国は、被爆者の健康の保持及び増進並びに福祉の向上を図るため、都道府県並びに広島市及び長崎市と連携を図りながら、被爆者に対する援護を総合的に実施するものとする。

○原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令（平成七年政令第二十六号）（抄）

（被爆者の範囲）

第一条 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（以下「法」という。）第一条第一号の政令で定める区域は、広島市又は長崎市に原子爆弾が投下された当時の別表第一に掲げる区域とする。

- 2 法第一条第二号の政令で定める期間は、広島市に投下された原子爆弾については昭和二十年八月二十日までとし、長崎市に投下された原子爆弾については同年同月二十三日までとする。
- 3 法第一条第二号の政令で定める区域は、原子爆弾が投下された当時の別表第二に掲げる区域とする。

（法第二条第二項の規定による被爆者健康手帳の交付の申請）

第一条の二 法第二条第二項の規定による申請は、当該申請を行う者の住所を管轄する領事官（領

事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含み、領事官を經由して申請を行うことが著しく困難である地域として外務大臣及び厚生労働大臣が定める地域にあっては、外務大臣及び厚生労働大臣が定める者とする。以下この条において同じ。)又は最寄りの領事官を經由して行わなければならない。

- 2 法第二条第二項の規定による申請に係る被爆者健康手帳の交付を行うときは、当該申請を行った者の住所を管轄する領事官又は最寄りの領事官を經由して行うものとする。

(被爆者健康手帳交付台帳)

第二条 都道府県知事(広島市又は長崎市にあっては、当該市の長とする。次条、第四条、第五条、第六条、第八条、第十九条、第二十条(第六号を除く。)及び第二十一条において同じ。)は、被爆者健康手帳交付台帳を備え、これに被爆者健康手帳の交付に関する事項を記載しなければならない。

(居住地の変更)

第三条 被爆者健康手帳の交付を受けた者であって国内に居住地(居住地を有しないときは、その現在地とする。以下この条及び第八条において同じ。)を有するものは、他の都道府県の区域に居住地を移したときは、三十日以内に、新居住地の都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の届出を受理したときは、旧居住地の都道府県知事にその旨を通知しなければならない。

○原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則(平成七年厚生省令第三十三号)(抄)
(手帳の交付の申請)

第一条 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成六年法律第百十七号。以下「法」という。)第二条第一項の規定により被爆者健康手帳の交付を申請しようとする者は、交付申請書(様式第一号)に、その者が法第一条各号のいずれかに該当する事実を認めることができる書類(当該書類がない場合においては、当該事実についての申立書)を添えて、その居住地(居住地を有しないときは、その現在地とする。第四条、第七条第二項及び第四項、第七条の二第一項、第二十九条第三項、第三十四条(第四十六条、第五十条、第五十四条及び第六十三条において準用する場合を含む。)、第三十五条第三項(第四十六条、第五十条、第五十四条及び第六十三条において準用する場合を含む。)、第三十五条の三第二項(第四十六条、第五十条、第五十四条及び第六十三条において準用する場合を含む。)、第五十六条第四項並びに第七十一条第三項を除き、以下同じ。)の都道府県知事(広島市又は長崎市にあっては、当該市の長とする。第三章及び第七十九条を除き、以下同じ。)に提出しなければならない。

- 2 法第二条第二項の規定により被爆者健康手帳の交付を申請しようとする者は、交付申請書(様式第一号)に、その者が法第一条各号のいずれかに該当する事実を認めることができる書類(当該書類がない場合においては、当該事実についての申立書)を添えて、都道府県知事に提出しな

ければならない。

(手帳の様式)

第二条 被爆者健康手帳は、様式第二号による。

(台帳の様式)

第三条 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令（平成七年政令第二十六号。以下「令」という。）第二条の被爆者健康手帳交付台帳は、様式第三号による。

(居住地の変更)

第四条 令第三条第一項、令第四条又は令第五条第一項の規定による届出をする被爆者は、居住地又は現在地の変更届書に、被爆者健康手帳を添えなければならない。

2 都道府県知事は、居住地又は現在地の変更の届出を受理したときは、被爆者健康手帳に居住地又は現在地を変更した旨その他の必要な事項を記載し、かつ、被爆者健康手帳交付台帳に必要な事項を記載した上、被爆者健康手帳を当該被爆者に返還するものとする。

3 令第三条第二項又は令第五条第二項本文の通知を受けた都道府県知事は、被爆者健康手帳交付台帳から、当該被爆者に関する記載事項を抹消するものとする。

第五条 削除

第六条 削除

(氏名等の変更の届出)

第七条 国内に居住地を有する被爆者は、氏名を変更したとき、又は同一都道府県の区域内において居住地を変更したときは、被爆者健康手帳を添えて、居住地の都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

2 国内に居住地及び現在地を有しない被爆者（以下「非居住者」という。）は、氏名を変更したとき、又は国外において居住地を変更したときは、被爆者健康手帳の写しを添えて、令第四条の規定による届出を行った都道府県知事（当該非居住者が法第二条第二項の規定による申請に係る被爆者健康手帳の交付を受けた者であって、当該交付を受けた時以後、国内に居住地及び現在地を有しなかったものであるときは、当該交付を行った都道府県知事）にその旨を届け出なければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定による氏名又は居住地の変更の届出を受理したときは、被爆者健康手帳及び被爆者健康手帳交付台帳に記載した氏名又は居住地を訂正した上、被爆者健康手帳を当該被爆者に返還するものとする。

4 都道府県知事は、第二項の規定による氏名又は居住地の変更の届出を受理したときは、被爆者健康手帳交付台帳に記載した氏名又は居住地を訂正するものとする。

(1) 県が住民に対して住民票の写しの提出を求めている事務

担当課：福祉保健課

番号	オ	事務名	戦傷病者手帳の交付に関する事務
事務の根拠法令	<ul style="list-style-type: none"> ・戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号）第4条第1項 ・戦傷病者特別援護法施行規則（昭和三十八年厚生省令第四十六号）第1条 		
事務の内容	<p>軍人軍属等の公務上の傷病について戦傷病者手帳を交付し、各種援護の給付を行う。</p> <p>戦傷病者手帳の交付を請求しようとする者は、居住地の都道府県知事に提出する必要があり、その際に、住民票の写しの添付を求めている。</p>		
	<p>【住民票の写しにより確認が必要な事項】</p> <p>戦傷病者手帳の交付を請求する者の居住地</p>		
	<p>【住民票の写しが必要な理由】</p> <p>戦傷病者手帳の交付を請求する者の居住地を確認し、当該都道府県で申請を受理することの判断を行い、各種援護を行うため必要。</p>		
事務を取り扱う課所	<p>福祉保健部福祉保健課</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p style="text-align: right;">(年間取扱件数： 1件)</p>		
その他			

○戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号）（抄）

（戦傷病者手帳の交付）

第四条 厚生労働大臣は、軍人軍属等であつた者で次の各号の一に該当するものに対し、その者の請求により、戦傷病者手帳を交付する。

- 一 公務上の傷病により恩給法 別表第一号表ノ二又は別表第一号表ノ三に定める程度の障害がある者
 - 二 公務上の傷病について厚生労働大臣が療養の必要があると認定した者
- 2 厚生労働大臣は、前項の場合のほか、第二条第二項第一号に掲げる軍人又は準軍人であつた者で、当該軍人又は準軍人に係る公務上の傷病により旧恩給法 施行令（大正十二年勅令第三百六十七号。恩給法 施行令の一部を改正する勅令（昭和二十一年勅令第五百四号）による改正前のものをいう。）第三十一条第一項 に定める程度の障害があるものに対しても、その者の請求により、戦傷病者手帳を交付する。
- 3 戦傷病者手帳は、日本の国籍を有しない者には、交付することができない。
- 4 厚生労働大臣は、戦傷病者手帳を交付するときは、これに第一項第一号又は第二項に規定する程度の障害の有無、その障害の程度、第一項第二号の認定の有無、当該認定に係る傷病その他政令で定める事項を記載しなければならない。

（記載事項の訂正）

第五条 戦傷病者は、戦傷病者手帳の記載事項に変更があつたときは、当該戦傷病者手帳を厚生労働大臣に提出して、当該記載事項の訂正を受けなければならない。

- 2 厚生労働大臣は、戦傷病者につき戦傷病者手帳の記載事項に変更があつたと認めるときは、政令の定めるところにより、その者に対し、戦傷病者手帳の提出を命じ、当該記載事項を訂正することができる。

（都道府県が処理する事務）

第二十八条 この法律に規定する厚生労働大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

○戦傷病者特別援護法施行令（昭和三十八年政令第三百五十八号）（抄）

（都道府県が処理する事務）

第十三条 法及びこの政令に定める厚生労働大臣の権限に属する事務のうち、次に掲げるものは、都道府県知事が行うこととする。この場合においては、法及びこの政令の規定中当該事務に係る厚生労働大臣に関する規定は、都道府県知事に関する規定として都道府県知事に適用があるものとする。

- 一 法第四条に規定する権限（公務上の傷病につき恩給法 の規定による増加恩給、傷病年金、傷病賜金その他これらに相当する給付の裁定を受けた者以外の者に係る公務上の傷病の認定に関する権限を除く。）に属する事務

二 公務上の傷病につき恩給法 の規定による増加恩給、傷病年金、傷病賜金その他これらに相当する給付の裁定を受けた者以外の者に係る法第四条 の規定による公務上の傷病の認定に必要な調査に関する事務

三 法第五条 及び第六条 に規定する権限に属する事務

四～十 (略)

2 (略)

○戦傷病者特別援護法施行規則（昭和三十八年厚生省令第四十六号）（抄）

（手帳の交付の請求）

第一条 戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号。以下「法」という。）第四条第一項 又は第二項 の規定により戦傷病者手帳の交付を請求しようとする者は、戦傷病者手帳交付請求書（様式第一号）に、次に掲げる書類を添えて、居住地の都道府県知事に提出しなければならない。

一 住民票の写し又は戸籍の謄本若しくは抄本

二 公務上の傷病による障害について恩給法（大正十二年法律第四十八号）の規定による増加恩給、傷病年金、傷病賜金その他これらに相当する給付の裁定を受けたことのある者にあつては、その事実を認めることができる書類

三 前号に掲げる者以外の者にあつては、請求の当時における障害が公務上の傷病によるものであることを認めることができる書類又は請求の当時における負傷又は疾病が公務上の傷病であることを認めることができる書類（これらの書類がないときは、当該事実についての申立書）

四 請求の当時における公務上の傷病又はこれに起因する障害の状態についての医師又は歯科医師の診断書

五 写真

（手帳の様式）

第二条 戦傷病者手帳の様式は、様式第二号のとおりとする。

（記載事項の訂正）

第三条 法第五条第一項 の規定により戦傷病者手帳の記載事項の訂正を受けようとする者は、変更届に当該変更の事実を認めることができる書類を添えて、居住地の都道府県知事（他の都道府県の区域に居住地を移したときは、新居住地の都道府県知事とする。）に提出しなければならない。

(1) 県が住民に対して住民票の写しの提出を求めている事務

担当課：長寿社会課

番号	キ	事務名	介護支援専門員の登録に関する事務
事務の根拠法令		介護保険法（平成9年法律第123号）第69条の2	
事務の内容		<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護支援専門員（ケアマネジャー）とは要介護認定等を受けた高齢者に対し、その方に応じた介護サービスが利用できるようケアプランを作成するとともに、利用するサービス事業者等との連絡調整や家族や本人からの相談等に対応する専門職である。 ・ 厚生労働省令で定める実務を有する者であって、介護支援専門員実務研修受講試験に合格し、かつ、介護支援専門員実務研修の課程を修了したものは、都道府県知事の登録を受けることができる。 ・ その登録は、都道府県知事が介護支援専門員資格登録簿に氏名、住所等を登載するものであり、その申請の際に、住民票の写しの添付を求めている。 	
		<p>【住民票の写しにより確認が必要な事項】</p> <p>登録申請者の氏名、生年月日、住所</p>	
		<p>【住民票の写しが必要な理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護支援専門員資格登録簿に氏名、生年月日、住所等を正確に登録する必要があるため。 ・ 登録された住所に通知等を発出する必要があるため。 	
事務を取り扱う課所		<p>長寿社会課</p> <hr/> <p style="text-align: right;">(年間取扱件数： 160件)</p>	
その他			

(1) 県が住民に対して住民票の写しの提出を求めている事務

担当課：長寿社会課

番号	ク	事務名	介護支援専門員の登録事項の変更の届出に関する事務
事務の根拠法令		介護保険法（平成9年法律第123号）第69条の4	
事務の内容		県が作成する介護支援専門員資格登録簿に記載されている住所に変更があった場合、変更となった住所を確認できる資料として住民票の写しの添付を求めている。	
		【住民票の写しにより確認が必要な事項】 登録事項の変更の届出を行った者の住所	
		【住民票の写しが必要な理由】 ・介護支援専門員資格登録簿に氏名、生年月日、住所等を正確に登録する必要があるため。 ・登録された住所に通知等を発出する必要があるため。	
事務を取り扱う課所		長寿社会課	(年間取扱件数： 60件)
その他			

○介護保険法（平成9年法律第123号）（抄）

（介護支援専門員の登録）

第六十九条の二 厚生労働省令で定める実務の経験を有する者であつて、都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う試験（以下「介護支援専門員実務研修受講試験」という。）に合格し、かつ、都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う研修（以下「介護支援専門員実務研修」という。）の課程を修了したものは、厚生労働省令で定めるところにより、当該都道府県知事の登録を受けることができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、この限りでない。

- 一 成年被後見人又は被保佐人
 - 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - 三 この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - 四 登録の申請前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者
 - 五 第六十九条の三十八第三項の規定による禁止の処分を受け、その禁止の期間中に第六十九条の六第一号の規定によりその登録が消除され、まだその期間が経過しない者
 - 六 第六十九条の三十九の規定による登録の消除の処分を受け、その処分の日から起算して五年を経過しない者
 - 七 第六十九条の三十九の規定による登録の消除の処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に登録の消除の申請をした者（登録の消除の申請について相当の理由がある者を除く。）であつて、当該登録が消除された日から起算して五年を経過しないもの
- 2 前項の登録は、都道府県知事が、介護支援専門員資格登録簿に氏名、生年月日、住所その他厚生労働省令で定める事項並びに登録番号及び登録年月日を登載してするものとする。

（登録事項の変更の届出）

第六十九条の四 第六十九条の二第一項の登録を受けている者は、当該登録に係る氏名その他厚生労働省令で定める事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

○介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）

（法第六十九条の二第一項の厚生労働省令で定める実務の経験）

第百十三条の二 法第六十九条の二第一項の厚生労働省令で定める実務の経験は、第一号から第三号までの期間が通算して五年以上であること又は第四号の期間が通算して十年以上であることとする。

一 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士又は精神保健福祉士が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間

二 イ又は口に掲げる者が、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務（次号において「相談援助の業務」という。）その他これに準ずる業務に従事した期間

イ 老人福祉法第五条の三に規定する老人福祉施設（次号において「老人福祉施設」という。）、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五条第一項に規定する身体障害者社会参加支援施設（同法第三十二条に規定する補装具製作施設及び盲導犬訓練施設を除く。）及び同法第十一条第二項に規定する身体障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第六条第一項に規定する精神保健福祉センター、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十四条第一項に規定する福祉に関する事務所、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十二条第二項に規定する知的障害者更生相談所、障害者自立支援法第五条第十二項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）、介護老人保健施設その他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者

ロ 老人福祉法第五条の二第三項に規定する老人デイサービス事業、障害者自立支援法第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第六項に規定する生活介護、同条第十項に規定する共同生活介護、同条第十三項に規定する自立訓練、同条第十四項に規定する就労移行支援、同条第十五項に規定する就労継続支援及び同条第十六項に規定する共同生活援助に限る。）その他これらに準ずる事業の従事者

三 イ又は口に掲げる者であつて、社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当するもの又は相談援助の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談援助の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したものと認められるもの（次号において「社会福祉主事任用資格者等」という。）が、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき入浴、排せつ、食事等の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務（次号において「介護等の業務」という。）に従事した期間

イ 老人福祉施設（老人福祉法第二十条の七に規定する老人福祉センター及び同法第二十条の七の二に規定する老人介護支援センターを除く。）、障害者支援施設、障害者自立支援法

第五条第八項 に規定する短期入所に係る事業を行う施設、介護老人保健施設、病院又は診療所の病室であって医療法第七条第二項第四号 に規定する療養病床に係るものその他これらに準ずる施設の従業者

ロ 老人福祉法第五条の二第二項 に規定する老人居宅介護等事業、障害者自立支援法第五条第二項 に規定する居宅介護、同条第三項 に規定する重度訪問介護、同条第四項 に規定する行動援護を行う事業その他これらに準ずる事業の従事者又はこれに準ずる者

四 前号イ又はロに掲げる者であって、社会福祉主事任用資格者等でないものが、介護等の業務に従事した期間

(介護支援専門員実務研修受講試験)

第百十三条の三 法第六十九条の二第一項 に規定する介護支援専門員実務研修受講試験(以下「実務研修受講試験」という。)は、介護支援専門員の業務に関し、次に掲げる基礎的知識及び技術を有することを確認することを目的として行われるものとする。

一 介護保険制度に関する基礎的知識

二 要介護認定及び要支援認定に関する基礎的知識及び技術

三 居宅サービス計画、施設サービス計画及び介護予防サービス計画に関する基礎的知識及び技術

四 保健医療サービス及び福祉サービスに関する基礎的知識及び技術

(介護支援専門員実務研修)

第百十三条の四 法第六十九条の二第一項 に規定する介護支援専門員実務研修(以下「介護支援専門員実務研修」という。)は、介護支援専門員実務研修受講試験に合格した者について、介護支援専門員として必要な専門的知識及び技術を修得させることを目的として行われるものとする。

2 介護支援専門員実務研修は、居宅サービス計画、施設サービス計画及び介護予防サービス計画に関する専門的知識及び技術の修得に係るものをその主たる内容とし、かつ、要介護認定及び要支援認定に関する専門的知識及び技術並びにその他の介護支援専門員として必要な専門的知識及び技術の修得に係るものをその内容に含むものとする。

3 介護支援専門員実務研修は、厚生労働大臣が定める基準を満たす課程により行うこととし、その実施に当たっては、当該課程において修得することが求められている知識及び技術の修得がなされていることにつき確認する等適切な方法により行われなければならない。

(登録を受けることができる都道府県)

第百十三条の五 二以上の都道府県において介護支援専門員実務研修を修了した者は、当該研修を行った都道府県知事のうちいずれか一の都道府県知事の登録のみを受けることができる。

(介護支援専門員資格登録簿に登載する事項)

第百十三条の六 法第六十九条の二第二項 の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 介護支援専門員実務研修の修了年月日
- 二 別に厚生労働大臣が定める事項

(登録の申請)

第百十三条の七 法第六十九条の二第一項 の規定による登録を受けようとする者は、介護支援専門員実務研修を修了した日から三月を経過する日までに、氏名、生年月日及び住所その他の登録に際し必要な事項を記載した登録申請書を提出しなければならない。

- 2 法第六十九条の二第一項 の規定による登録は、前条各号に掲げる事項を当該登録に係る都道府県知事の使用に係る電子計算機と接続された介護支援専門員の名簿の管理に関する統一的な支援のための情報処理システムを通じて送信し、当該都道府県知事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法により行わなければならない。

(登録の通知等)

第百十三条の八 都道府県知事は、法第六十九条の二第一項 の登録をしたときは、遅滞なく、その旨及び次の各号に掲げる事項を当該登録に係る者に通知しなければならない。

- 一 氏名
- 二 生年月日
- 三 住所
- 四 登録番号
- 五 登録年月日

- 2 都道府県知事は、法第六十九条の二第一項 の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、その登録を拒否するとともに、遅滞なく、その理由を示して、その旨をその者に通知しなければならない。

- 一 法第六十九条の二第一項 の実務の経験を有する者以外の者
- 二 法第六十九条の二第一項 各号のいずれかに該当する者
- 三 他の都道府県知事の登録を現に受けている者

(登録の変更の届出事項)

第百十三条の十二 法第六十九条の四 の厚生労働省令で定める事項は、住所とする。

(1) 県が住民に対して住民票の写しの提出を求めている事務

担当課：くらしの安心推進課

番号	ケ	事務名	肥料登録の申請に関する事務
事務の根拠法令		肥料取締法（昭和25年法律第127号）第6条第1項	
事務の内容		<ul style="list-style-type: none">普通肥料を業として生産しようとする者は、農林水産大臣又は生産する事業場の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。登録を受けようとする者が申請を行う際に、申請者を確認するために住民票の写しの添付を求めている。	
		【住民票の写しにより確認が必要な事項】 申請者の住所、氏名	
		【住民票の写しが必要な理由】 この申請を規定している条文に対しては、不正行為、虚偽の申請に対して罰則の規定があるとともに、登録された肥料で事故が発生した場合に調査が困難となる。	
事務を取り扱う課所		生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課	
		(年間取扱件数： 5 件)	
その他			

(1) 県が住民に対して住民票の写しの提出を求めている事務

担当課：くらしの安心推進課

番号	コ	事務名	指定配合肥料の生産業者の届出に関する事務
事務の根拠法令		肥料取締法（昭和25年法律第127号）第16条の2	
事務の内容		<ul style="list-style-type: none"> 指定配合肥料の生産業者は、農林水産大臣又は生産する事業場の所在地を管轄する都道府県知事に届出を行わなければならない。 その届出の際に、届出者を確認するために住民票の写しの添付を求めている。 	
		<p>【住民票の写しにより確認が必要な事項】</p> <p>届出者の住所、氏名</p>	
		<p>【住民票の写しが必要な理由】</p> <p>この届出を規定している条文に対しては、虚偽の届出に対して罰則の規定があるとともに、届出された肥料で事故が発生した場合に調査が困難となる。</p>	
事務を取り扱う課所		生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課	
		(年間取扱件数： 0 件)	
その他			

(1) 県が住民に対して住民票の写しの提出を求めている事務

担当課：くらしの安心推進課

番号	サ	事務名	特殊肥料の生産業者及びその輸入業者の届出に関する事務
事務の根拠法令		肥料取締法（昭和25年法律第127号）第22条	
事務の内容		<ul style="list-style-type: none"> ・ 特殊肥料の生産業者は、生産する事業場の所在地を管轄する都道府県知事に届出を行わなければならない。 ・ その届出の際に、届出者を確認するために住民票の写しの添付を求めている。 	
		<p>【住民票の写しにより確認が必要な事項】</p> <p>届出者の住所、氏名の確認</p>	
		<p>【住民票の写しが必要な理由】</p> <p>この届出を規定している条文に対しては、虚偽の届出に対して罰則の規定があるとともに、届出された肥料で事故が発生した場合に調査が困難となる。</p>	
事務を取り扱う課所		生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課	
		(年間取扱件数： 4 件)	
その他			

○肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）（抄）

（登録を受ける義務）

第四条 普通肥料を業として生産しようとする者は、当該普通肥料について、その銘柄ごとに、次の区分に従い、第一号から第六号までに掲げる肥料にあつては農林水産大臣の、第七号に掲げる肥料にあつては生産する事業場の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。（以下、略）

（登録及び仮登録の申請）

第六条 登録又は仮登録を受けようとする者は、農林水産省令で定める手続に従い、次の事項を記載した申請書に登録又は仮登録を受けようとする肥料の見本を添えて、農林水産大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 肥料の種類及び名称（仮登録の場合には肥料の名称）
- 三 保証成分量その他の規格（第四条第一項第三号及び第五号に掲げる肥料にあつては、含有を許される植物にとつての有害成分の最大量その他の規格。第十条第五号及び第十六条第一項第三号において同じ。）
- 四 生産業者にあつては生産する事業場の名称及び所在地
- 五 保管する施設の所在地
- 六 原料、生産の方法等からみて、植物に害がないことを明らかにするために特に必要があるものとして農林水産省令で定める肥料並びに第四条第一項第三号及び第五号に掲げる肥料の登録にあつては、植物に対する害に関する栽培試験の成績
- 七 特定普通肥料の登録にあつては、適用植物の範囲
- 八 農作物が適用植物の範囲に含まれている特定普通肥料の登録にあつては、施用方法及び残留性に関する栽培試験の成績
- 九 仮登録にあつては施用方法及び栽培試験の成績
- 十 特定普通肥料の仮登録にあつては、適用植物の範囲
- 十一 その他農林水産省令で定める事項

2 農林水産大臣の登録又は仮登録の申請をする者は、その申請に対する調査に要する実費の額を考慮して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

（指定配合肥料の生産業者及びその輸入業者の届出）

第十六条の二 指定配合肥料の生産業者又はその輸入業者は、その事業を開始する二週間前までに、輸入業者及び第四条第一項第一号又は第二号の普通肥料の一種以上が原料として配合される指定配合肥料の生産業者にあつては農林水産大臣に、その他の生産業者にあつてはその生産する事業場の所在地を管轄する都道府県知事に、次に掲げる事項を届け出なければならない。

- 一 氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - 二 肥料の名称
 - 三 生産業者にあつては生産する事業場の名称及び所在地
 - 四 保管する施設の所在地
- 2 農業協同組合等が第四条第一項第一号又は第二号の普通肥料の一種以上が原料として配合される指定配合肥料の生産業者である場合には、前項の規定にかかわらず、当該肥料を生産する事業場の所在地を管轄する都道府県知事に、同項各号に掲げる事項を届け出なければならない。
- 3 指定配合肥料の生産業者又はその輸入業者は、第一項の届出事項に変更を生じたときは、その日から二週間以内に、その旨を農林水産大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。その事業を廃止したときも、同様とする。

（特殊肥料の生産業者及びその輸入業者の届出）

第二十二條 特殊肥料の生産業者又はその輸入業者は、その事業を開始する二週間前までに、その生産する事業場の所在地又は輸入の場所を管轄する都道府県知事に、次に掲げる事項を届け出なければならない。

- 一 氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - 二 肥料の名称
 - 三 生産業者にあつては生産する事業場の名称及び所在地
 - 四 保管する施設の所在地
- 2 特殊肥料の生産業者又はその輸入業者は、前項の届出事項に変更を生じたときは、その日から二週間以内に、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。その事業を廃止したときも、また同様とする。

（罰則）

第三十六條 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第四条若しくは第五条の規定による登録若しくは仮登録を受けないで、普通肥料を業として生産し、若しくは輸入し、又は第四条、第五条若しくは第三十三條の二第一項の規定による登録若しくは仮登録を受けるに当たつて不正行為をした者
- 二～七 （略）

第三十七條 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第十六條の二、第二十二條、第二十三條又は第三十三條の四第一項若しくは第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 （略）

(1) 県が住民に対して住民票の写しの提出を求めている事務

担当課：景観まちづくり課

番号	シ	事務名	屋外広告業登録及び変更届に関する事務
事務の根拠法令	<ul style="list-style-type: none"> ・ 屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第9条 ・ 鳥取県屋外広告物条例（昭和37年鳥取県条例第31号）第10条の2第1項、第10条の3第1項、第10条の6第1項 ・ 鳥取県屋外広告物条例施行規則（昭和37年鳥取県規則第50号）第9条第3項、第10条第3項 		
事務の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥取県内で屋外広告業を営もうとする者は、鳥取県知事の登録を受けなければならない。その申請の際に、申請者本人（個人の場合は、その法定代理人を含む）、役員（法人の場合）、業務主任者に係る住民票の写し又はこれに代わる書面を求めている。 ・ 県は、条例所定の登録拒否事由に該当がないかどうかを審査し、該当しなければ、登録を行うなどする。 ・ また、登録した内容に変更が生じた場合には、鳥取県知事に届け出なければならない。その際に、登録時と同様に住民票の写しを求めている。 <hr/> <p>【住民票の写しにより確認が必要な事項】</p> <p>申請者本人、役員、業務主任者等に係る下記の事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住所 ・ 氏名 ・ 生年月日（業務主任者の資格を証する書面に生年月日の記載がある場合に照合。） <hr/> <p>【住民票の写しが必要な理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本人であることの確認 ・ 業務主任者が当該営業所へ通勤することが可能かどうか （鳥取県屋外広告物条例施行規則第9条第3項及び第10条第3項で住民票の写しの添付を規定） 		
事務を取り扱う課所	<p>生活環境部景観まちづくり課</p> <hr/> <p style="text-align: right;">（年間取扱件数： 116 件）</p>		
その他	<p>（備考）平成20年度取扱件数116件 = 登録件数99件 + 変更届件数17件</p>		

○屋外広告物法（昭和二十四年法律第百八十九号）（抄）

（屋外広告業の登録）

第九条 都道府県は、条例で定めるところにより、その区域内において屋外広告業を営もうとする者は都道府県知事の登録を受けなければならないものとする事ができる。

○鳥取県屋外広告物条例（昭和37年鳥取県条例第31号）（抄）

（屋外広告業の登録）

第10条の2 屋外広告業を営もうとする者は、知事の登録を受けなければならない。

2～5 （略）

（登録の申請）

第10条の3 前条第1項又は第3項の規定による登録（以下「登録」という。）を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 県内において営業を行う営業所の名称及び所在地
- (3) 法人にあっては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）の氏名
- (4) 未成年者にあっては、その法定代理人の氏名及び住所
- (5) 第2号の営業所ごとに選任される業務主任者の氏名及びその所属する営業所の名称

2 （略）

（登録の拒否）

第10条の5 知事は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき、又は第10条の3の申請書若しくはその添付書類のうち重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否するものとする。

- (1) 第10条の15第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者
- (2) 登録を受けて屋外広告業を営む者（以下「屋外広告業者」という。）で法人であるものが、第10条の15第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内に当該屋外広告業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの
- (3) 第10条の15第1項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- (4) この条例若しくは法に基づく他の地方公共団体の条例又はこれらに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (5) 屋外広告業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの

(6) 法人でその役員のうち第1号から第4号までのいずれかに該当する者があるもの

(7) 第10条の3第1項第2号の営業所ごとに業務主任者を選任していない者

2 知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を登録申請者に通知するものとする。

(登録事項の変更の届出)

第10条の6 屋外広告業者は、第10条の3第1項各号に掲げる事項に変更があったときは、その日から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

2～3 (略)

(業務主任者の選任等)

第10条の11 屋外広告業者は、第10条の3第1項第2号の営業所ごとに、次に掲げる者のうちから業務主任者を選任し、次項に定める業務を行わせなければならない。

(1) 法第10条第2項第3号イに規定する登録試験機関が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者

(2) 前条第1項の講習会の課程を修了した者

(3) 他の都道府県又は地方自治法第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市が行う法第10条第2項第3号ロの講習会の課程を修了した者

(4) 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第20条に規定する公共職業訓練若しくは同法第24条第3項に規定する認定職業訓練で広告美術科に係るものを修了した者、同法第28条第1項の職業訓練指導員の免許で広告美術科に係るものを受けた者又は同法第44条第1項の技能検定で広告美術仕上げに係るものに合格した者

(5) 知事が、規則で定めるところにより、前各号に掲げる者と同等以上の知識を有すると認定した者

2 業務主任者は、次に掲げる業務の総括に関する業務を行うものとする。

(1) この条例その他広告物の表示及び掲出物件の設置に関する法令の規定の遵守に関すること。

(2) 広告物の表示又は掲出物件の設置に関する工事の適正な施工その他広告物の表示又は掲出物件の設置に係る安全の確保に関すること。

(3) 第10条の13に規定する帳簿の記載に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、屋外広告業の業務の適正な実施の確保に関すること。

○鳥取県屋外広告物条例施行規則(昭和37年鳥取県規則第50号)(抄)

(屋外広告業登録申請書)

第9条 (略)

2 (略)

3 条例第10条の3第2項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 登録申請者が個人である場合にあつては、登録申請者(当該登録申請者が未成年者である場

合にあっては、当該登録申請者及びその法定代理人)の住民票の抄本又はこれに代わる書面及び略歴書

(2) 登録申請者が法人である場合にあっては、当該法人の登記事項証明書並びにその役員の住民票の抄本又はこれに代わる書面及び略歴書

(3) 業務主任者の住民票の抄本又はこれに代わる書面及び当該業務主任者が条例第 10 条の 11 第 1 項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面

4 (略)

(屋外広告業登録事項変更届出書)

第 10 条 (略)

2 (略)

3 条例第 10 条の 6 第 3 項の規則で定める書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類とする。

(1) 条例第 10 条の 3 第 1 項第 1 号に掲げる事項の変更 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める書面

ア 変更の届出をする者が個人である場合 当該変更後の住民票の抄本又はこれに代わる書面

イ 変更の届出をする者が法人である場合 当該変更後の登記事項証明書

(2) 条例第 10 条の 3 第 1 項第 2 号に掲げる事項の変更(商業登記簿(商業登記法(昭和 38 年法律第 125 号)第 6 条の商業登記簿をいう。)の変更を必要とする場合に限り。) 当該変更後の登記事項証明書

(3) 条例第 10 条の 3 第 1 項第 3 号に掲げる事項の変更 当該変更後の前条第 3 項第 2 号に掲げる書類

(4) 条例第 10 条の 3 第 1 項第 4 号に掲げる事項の変更 当該変更後の法定代理人の住民票の抄本又はこれに代わる書面及び略歴書

(5) 条例第 10 条の 3 第 1 項第 5 号に掲げる事項の変更 当該変更後の前条第 3 項第 3 号に掲げる書面

○家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）（抄）

（家畜人工授精師の免許）

第十六条 家畜人工授精師になろうとする者は、都道府県知事の免許を受けなければならない。

2～4 （略）

○家畜改良増殖法施行令（昭和二十五年政令第二百六十九号）（抄）

（免許証の書換交付）

第九条 家畜人工授精師は、家畜人工授精師免許証（以下「免許証」という。）の記載事項に農林水産省令で定める変更を生じたときは、農林水産省令で定めるところにより、免許を与えた都道府県知事に免許証の書換交付を申請することができる。

○家畜改良増殖法施行規則（昭和二十五年農林省令第九十六号）（抄）

（家畜人工授精師の免許の申請）

第二十六条 法第十六条の規定により家畜人工授精師の免許を受けようとする者は、別記様式第十三号による申請書に次に掲げる書類を添えてその者の住所地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 戸籍謄本又は戸籍抄本（日本の国籍を有しない者にあつては、外国人登録法（昭和二十七年法律第二百二十五号）第四条第一項の登録を受けていることを証する書面）
- 二 講習会の修業試験に合格した旨の証明書の写し
- 三 成年被後見人又は被保佐人に該当することの有無に関し、後見登記等に関する法律（平成十一年法律第百五十二号）第十条第一項第一号の規定により登記官が交付する登記事項証明書
- 四 視覚、聴覚、音声機能若しくは言語機能、上肢の機能若しくは精神の機能の障害又は麻薬若しくは大麻の中毒者であるかどうかに関する医師の診断書
- 五 法第十七条第二項第三号に該当しない者にあつてはその旨を記載した書面、同号に該当する者にあつてはその確定判決謄本

（免許証の記載事項の変更）

第二十八条 令第九条の農林水産省令で定める変更は、次に掲げるものとする。

- 一 本籍地都道府県名（日本の国籍を有しない者にあつては、その国籍）、住所又は氏名の変更
- 二 免許に係る家畜の種類並びに家畜人工授精の業務、家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植の業務又は家畜人工授精並びに家畜体内受精卵移植及び家畜体外受精卵移植の業務の別の変更

○家畜改良増殖法施行細則（昭和26年鳥取県規則第22号）（抄）

（提出書類の経由）

第2条 法、政令、省令及びこの規則により農林水産大臣又は知事に提出する書類は、住所地を管轄する家畜保健衛生所長を経由しなければならない。

(1) 県が住民に対して住民票の写しの提出を求めている事務

担当課：治山砂防課

番号	ソ	事務名	砂利採取業の登録及び登録変更に関する事務
事務の根拠法令	<ul style="list-style-type: none"> ・ 砂利採取法（昭和43年法律第74号）第4条第2項及び第9条第2項 ・ 砂利採取業者の登録等に関する規則（昭和43年通商産業省令第80号）第2条第2項第4号及び第5条第2項 		
事務の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 砂利採取業を行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならないが、その事務所ごとに砂利採取業務主任者（有資格者）を置くことが登録要件の一つとなっている。 ・ 登録の申請に当たっては、砂利採取業務主任者が同法に掲げる欠格要件に該当しない旨の誓約書並びに申請者又はその従業員であることを証する書面のほか、住民票の写しの添付を求めている。 ・ 登録した内容に変更が生じた場合には、その旨を登録した都道府県知事に届出なければならないが、その内容が砂利採取業務主任者の変更に係るものについては、登録時と同様の書類の添付を求めている。 <p>【住民票の写しにより確認が必要な事項】 砂利採取業務主任者の「氏名」、「生年月日」及び「住所」</p> <p>【住民票の写しが必要な理由】 添付書類に記載されている氏名等が事実であるか確認する必要があるため。 （砂利採取業者の登録等に関する規則第2条第2項第4号及び第5条第2項で住民票の写しの添付を規定）</p>		
事務を取り扱う課所	<p>治山砂防課</p> <p style="text-align: right;">(年間取扱件数： 10 件)</p>		
その他			

○砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）（抄）

（登録）

第三条 砂利採取業を行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

（登録の申請）

第四条 前条の登録を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 事務所の名称及び所在地並びにその事務所に置く砂利採取業務主任者（以下「業務主任者」という。）の氏名
- 三 法人にあつては、その業務を行う役員の氏名

2 前項の申請書には、前条の登録を受けようとする者が第六条第一項第一号から第四号までに該当しない者であることを誓約する書面その他の経済産業省令で定める書類を添付しなければならない。

（登録の拒否）

第六条 都道府県知事は、第四条第一項の申請書を提出した者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は当該申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- 一 この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
- 二 第十二条第一項の規定により登録を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者
- 三 第三条の登録を受けた者（以下「砂利採取業者」という。）であつて法人であるものが第十二条第一項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前三十日以内にその砂利採取業者の業務を行う役員であつた者でその処分のあつた日から二年を経過しないもの
- 四 法人であつて、その業務を行う役員のうちに前三号のいずれかに該当する者があるもの
- 五 その事務所ごとに、次に掲げる者であつて第一号から第三号までに該当しないものを業務主任者として置いていない者
 - イ 砂利採取業務主任者試験（以下「業務主任者試験」という。）に合格した者
 - ロ イに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると都道府県知事が認定した者

2 都道府県知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。

(変更の届出)

第九条 砂利採取業者は、第四条第一項各号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨をその登録をした都道府県知事に届け出なければならない。

2 第四条第二項の規定は、前項の規定による届出に準用する。

○砂利採取業者の登録等に関する規則（昭和四十三年通商産業省令第八十号）（抄）

(登録の申請)

第二条 法第四条第一項の規定により法第三条の登録の申請をしようとする者は、砂利採取業を行おうとする場合にあつては当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事に様式第一による申請書を提出しなければならない。

2 法第四条第二項の経済産業省令で定める書類は、次のとおりとする。

一 前項の登録を受けようとする者（以下本項において「申請者」という。）が法第六条第一項第一号から第四号までに該当しない者であることを誓約する書面

二 事務所に置く業務主任者が業務主任者試験に合格した者又は法第六条第一項第五号ロの規定による認定を受けた者であることを証する書面

三 事務所に置く業務主任者が法第六条第一項第一号から第三号までに該当しない者であることを誓約する書面

四 事務所に置く業務主任者が申請者又はその従業員（申請者が法人である場合には、その法人の業務を行う役員を含む。）であることを証する書面及び当該業務主任者の住民票（都道府県知事が住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の八第一項の規定により当該業務主任者に係る同法第三十条の五第一項に規定する本人確認情報を利用することができないときに限る。）

五 申請者が法人である場合は、その法人の登記事項証明書

(登録事項の変更の届出)

第五条 法第九条第一項の規定により変更の届出をしようとする者は、様式第七による届書を法第三条の登録をした都道府県知事に提出しなければならない。

2 前項の届出をする場合において、当該届出に係る変更が法人の業務を行う役員に係るものであるときは、それらの者が法第六条第一項第一号から第三号までに該当しないことを誓約する書面、当該変更が業務主任者の変更または事務所の新設に係るものであるときは、第二条第二項第二号から第四号までに掲げる書類を添附しなければならない。

(1) 県が住民に対して住民票の写しの提出を求めている事務

担当課：治山砂防課

番号	タ	事務名	採石業の登録及び登録変更に関する事務
事務の根拠法令	<ul style="list-style-type: none"> ・採石法（昭和25年法律第291号）第32条の2第2項及び第32条の7第2項 ・採石法施行規則（昭和26年通商産業省令第6号）第8条第2項第4号及び第8条の4第2項 		
事務の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・採石業を行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならないが、その事務所ごとに採石業務管理者（有資格者）を置くことが登録要件の一つとなっている。 ・登録の申請に当たっては、採石業務管理者が同法に掲げる欠格要件に該当しない旨の誓約書並びに申請者又はその従業員であることを証する書面のほか、住民票の写しの添付を求めている。 ・また、登録した内容に変更が生じた場合には、その旨を登録した都道府県知事に届出なければならないが、その内容が採石業務管理者の変更に係るものについては、登録時と同様の書類の添付を求めている。 		
	<p>【住民票の写しにより確認が必要な事項】</p> <p>採石業務管理者の「氏名」、「生年月日」及び「住所」</p>		
	<p>【住民票の写しが必要な理由】</p> <p>添付書類に記載されている氏名等が事実であるか確認する必要があるため。 （採石法施行規則第8条第2項第4号及び第8条の4第2項で住民票の写しの添付を規定）</p>		
事務を取り扱う課所	<p>治山砂防課</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p style="text-align: right;">(年間取扱件数： 10 件)</p>		
その他			

○採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）（抄）

（登録）

第三十二条 採石業を行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

（登録の申請）

第三十二条の二 前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 事務所の名称及び所在地並びにその事務所に置く採石業務管理者（以下「業務管理者」という。）の氏名
- 三 法人にあつては、その業務を行う役員の氏名

2 前項の申請書には、前条の登録を受けようとする者が第三十二条の四第一項第一号から第四号までに該当しない者であることを誓約する書面その他の経済産業省令で定める書類を添附しなければならない。

（登録の拒否）

第三十二条の四 都道府県知事は、第三十二条の二第一項の申請書を提出した者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は当該申請書若しくはその添付書類に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- 一 この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 二 第三十二条の十第一項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者
- 三 第三十二条の登録を受けた者（以下「採石業者」という。）であつて法人であるものが第三十二条の十第一項の規定により登録を取り消された場合において、その処分があつた日前三十日以内にその採石業者の業務を行う役員であつた者でその処分の日から二年を経過しないもの
- 四 法人であつて、その業務を行う役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの
- 五 その事務所ごとに、次に掲げる者であつて第一号から第三号までに該当しないものを業務管理者として置いていない者
 - イ 採石業務管理者試験（以下「業務管理者試験」という。）に合格した者
 - ロ イに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると都道府県知事が認定した者

2 都道府県知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。

(変更の届出)

第三十二条の七 採石業者は、第三十二条の二第一項各号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨をその登録をした都道府県知事に届け出なければならない。

2 第三十二条の二第二項の規定は、前項の規定による届出に準用する。

○採石法施行規則（昭和二十六年通商産業省令第六号）（抄）

(登録の申請)

第八条 法第三十二条の二第一項の規定により法第三十二条の登録の申請をしようとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事に様式第一による申請書を提出しなければならない。

2 法第三十二条の二第二項の経済産業省令で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

一 法第三十二条の登録を受けようとする者（以下本項において「申請者」という。）が法第三十二条の四第一項第一号から第四号までに該当しない者であることを誓約する書面

二 事務所に置く業務管理者が業務管理者試験に合格した者又は法第三十二条の四第一項第五号口の規定による認定を受けた者であることを証する書面

三 事務所に置く業務管理者が法第三十二条の四第一項第一号から第三号までに該当しない者であることを誓約する書面

四 事務所に置く業務管理者が申請者又はその従業員（申請者が法人である場合には、その法人の業務を行う役員を含む。）であることを証する書面及び当該業務管理者の住民票（都道府県知事が住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の八第一項の規定により当該業務管理者に係る同法第三十条の五第一項に規定する本人確認情報を利用することができないときに限る。）

五 申請人が法人である場合は、その法人の登記事項証明書

(登録事項の変更の届出)

第八条の四 法第三十二条の七第一項の規定により変更の届出をしようとする者は、様式第七による届書を法第三十二条の登録をした都道府県知事に提出しなければならない。

2 前項の場合において、当該届出に係る変更が法人の業務を行なう役員に係るものであるときはそれらの者が法第三十二条の四第一項第一号から第三号までに該当しないことを誓約する書面、当該変更が業務管理者の変更または事務所の新設に係るものであるときは第八条第二項第二号から第四号までに掲げる書類を添附しなければならない。